

平成30年度日本遺産「百世の安堵」シンポジウム開催業務 仕様書（案）

1 目的

広川町の日本遺産『「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～』（以下「日本遺産」という。）の認定を契機に、広川町のブランド化や住民のアイデンティティの再確認につなげ、日本遺産のストーリーや構成文化財を活用し、広川町の防災文化を国内外に発信し、観光振興を通じた広川町の活性化を図り、世界的な防災文化発信都市の実現を目指しています。

については、日本遺産認定を機に広川町を訪れる観光客に認定ストーリーや構成文化財について理解を促すため、広川町ならではの素材を活かし、訪問者と住民との対話や体験を共有する観光を通じたまちづくりを行います。

また、このまちづくりを継続することで、住民の自主的な地域づくり活動への参加を促進し、さらなる観光客との質の高い交流、地域産業への波及を促し、地域の持続的な活性化につながるツーリズムを目指すため、広川町日本遺産推進協議会が実施する日本遺産「百世の安堵」総合活用活性化事業の推進にあたって必要な業務を委託します。

2 適用範囲

本業務は、広川町日本遺産推進協議会が行う、平成30年度日本遺産「百世の安堵」シンポジウム開催業務に適用する。

3 業務の効果目標

本業務の効果目標は、全国初の防災に関する日本遺産に認定された重要性を鑑み、防災視察研修、企業研修、教育旅行者などをターゲットとし、そのターゲット層を誘客する組織や機関に対して周知・情報発信することで、広川町の活性化に向けた観光振興や全国的な防災ネットワークを構築することを目標とする。

4 業務の内容

委託業務の範囲は以下の通りとします。

【基本事項】

- 名称 日本遺産『「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～』認定記念シンポジウム
- 開催日 平成31年2月（予定）
- 開催場所 東京都内（予定）
- 参加者数 500人（予定）※入場は無料とする。
- 出演者 基調講演 1名

パネルディスカッション 3～4名

○保険対応 イベント保険に加入のこと

【委託内容】

○シンポジウムの運営補助（参加者募集及び申込受付等含む）

※会場手配・準備、運営・進行マニュアルの作成、ディレクター・司会者等の手配、啓発グッズ作成（募集チラシ、当日資料等）。ただし、人員配置計画は、広川町日本遺産推進協議会が作成する。

○会場設営・撤去

※吊看板、懸垂幕、会場案内板、名札等必要なツールの作成・設置・撤去する他、本シンポジウムにかかる会場の設営及び撤去

○出演者の提案、選定及び交渉等

※但し、出演者の選定は、広川町日本遺産推進協議会と協議のうえ決定する。

○参加者へのアンケート調査

※配布、回収、集計及び分析

○シンポジウムの普及啓発及び聴講者募集に係る告知を行う。（原稿制作を含む）

○マスメディアに広く情報提供し、後日、マスメディアを通じて日本全国に情報発信できる計画を提案すること。

○報告書の作成

※シンポジウムの内容、資料、写真及びアンケート調査等をまとめたもの。

○その他

委託料には、出演料、会場使用料、会場設営、運営費、新聞等のメディア掲載費、イベント保険など、本シンポジウムにかかる全ての経費を含む。

5 作業計画

受託者は、本業務の着手にあたり、広川町日本遺産推進協議会と協議の上、行程等を記載した作業計画書を作成するものとする。

6 打合せ

受託者は、本業務の実施において、本協議会や関係機関と必要な打合せを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。また、打合せの内容については、記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

7 業務管理

受託者は、業務を円滑に遂行するため、経験を有するものを担当者に配置しなければならない。

8 成果品

シンポジウムの内容、資料、メディア・新聞掲載写真及びアンケート調査（分析を加えたもの）等をまとめた報告書を本協議会へ5部提出するものとする。（電子データもCD1枚必要）

9 納入期限

平成31年2月28日（木）

10 納入場所

〒643-0071 和歌山県有田郡広川町大字広1500番地

広川町日本遺産推進協議会事務局

広川町教育委員会

11 その他

- (1) 業務の遂行にあたって、受託者は委託者である協議会と十分な連絡を持ち、必要に応じて協議会の指示及び承諾を受けるとともに、関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 本業務における成果物は広川町日本遺産推進協議会に帰属するものとする。

12 留意事項

- (1) 一般的事項
 - 日本遺産については、広川町が文化庁へ申請した申請書を参考にすること。
 - 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
 - 業務を遂行する上で必要な資料、画像等は、原則取材、撮影等により受託者において入手する。ただし、発注者において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与する。なお、取材、撮影等にあたっては町や構成文化財所有者等と事前に調整すること。また、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。
 - 上記において入手した資料、画像等は、業務メニューの実施に際し、適宜共通で使用すること。
 - 受託者は、業務の実施に係る経費の算出及び支払いにあたっては、文化庁が定める「各費目における単価上限、補助対象外経費等」に留意すること。
 - 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (2) 業務に関する事項
 - あらかじめ発注者と調整したスケジュールで行うこと。

○ディレクター、ライター、カメラマン、デザイナー、モデル等を確保すること。
また、広川町の文化財・歴史等に精通しておくこと。

○本件業務の成果物のうち、印刷物には文化庁シンボルマーク及び日本遺産ロゴマーク並びに「平成30年度日本遺産魅力発信推進事業」を掲載すること。

(3) その他

○今回の業務委託により制作される成果物の著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む)、所有権等その他の一切の権利は発注者に帰属するものとし、発注者は本業務の成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下、「権利留保分」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

○受託者は、著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないものとする。

○成果物は、発注者が自由に二次使用(再編集を含む印刷物の制作等)できるものとする。

○受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。

○受託者は本事業公募に係る全ての書類、またその内容について、発注者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

○本業務仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。

○業務委託料の支払いは、原則精算払いとする。